

令和4年度 学校の部活動に係る活動方針

宮古島市立西辺中学校

1 部活動の意義

部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動である。生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化、科学等に親しませることで、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す「資質・能力」を育む一助となるものである。また、異年齢間の交流の中で、生徒同士や教師、部活動外部指導者等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて粘り強く取り組んだりするなど、人間形成に資するものである。

2 部活動の目的

- (1) 活動を通し、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しみ、地域や社会の中でよりよく、豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。
- (2) 体力や技能の向上を目指すことのみには偏ることなく、生徒に寄り添い適切な指導や支援をすることによって、仲間と協力したり、切磋琢磨したり、生徒一人一人が充実感や達成感を味わったりできるようにする。
- (3) 挨拶やマナー、準備や後片付けなどの指導を通して、社会の一員として必要な資質・能力を養う。

3 部活動方針

- (1) 「学習指導要領（平成29年告示）」「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.3スポーツ庁）」「運動部活動等の在り方に関する方針（H30.12沖縄県教育委員会）」「宮古島市中学校部活動の在り方に関する方針（令和元年宮古島市教育委員会）」に則り、成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行う。
- (2) 体罰や暴言、ハラスメント等の根絶を徹底し、安全で安心な指導の徹底と活動環境を整える。
- (3) 部活動外部指導者等を活用し、より専門的で充実した指導体制の充実を図る。
※外部指導者については、人物などを考慮した上で校長が委嘱状を交付する。

4 指導と体制

- (1) 活動計画及び実施報告書の作成
部活動顧問は「宮古島市中学校部活動の在り方に関する方針（令和元年宮古島市教育委員会）」に則り、下記の活動計画及び実施報告書を作成し、校長に提出する。
 - ① 年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）【様式1】⇒年度始めに提出
 - ② 毎月の活動計画【様式2】⇒前月末日に提出（例：5月の計画は4月30日提出）
 - ③ 活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）【様式3】⇒翌月5日迄に提出
- (2) 活動及び日数、活動時間及び休養日
部活動における休養日については、バランスのとれた生活を送ることができるよう、学期中（授業日）は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日1日・日曜日）
 - ① 平日は水曜日を部活動休養日とする。ただし、学校行事等で変更となることがある。
 - ② 週末は、1日以上を休養日とし、週末に大会等に参加した場合は休養日を振り返る。
 - ③ 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日（長期休業日も同様）は3時間程度とし、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
 - ④ 学校閉庁日及び年末年始は、休養日とする。
 - ⑤ 平日の朝練は、原則として行わない。
※ただし、陸上競技大会、駅伝競争大会等に向けた朝練は、計画を立て、校長が期間を定め許可する。

(3) 指導及び引率体制

- ① 活動場所の整備に努め、部活動で使用する用具・器具の安全な取扱や管理・点検に努める。
- ② 1年間の大会等への出場の見直しを行い、生徒、教員（指導者）共に心身の負担や校外への移動に伴う交通費等にかかる家庭の負担を軽減する。

5 本年度設置する部活動

- (1) 男子バスケットボール
- (2) 女子バスケットボール

6 活動時間

| 期間 | 活動時間 | 完全下校時刻 |
|------------|-------------|--------|
| 春季（2月～3月） | 16:40～18:40 | 18:50 |
| 夏季（4月～8月） | 16:40～18:40 | 18:50 |
| 秋季（9月～10月） | 16:40～18:40 | 18:50 |
| 冬季（11月～1月） | 16:40～18:00 | 18:10 |

※上記の日課表は6校時の場合とする。（5校時の場合は顧問が調整を行う）

※長期休業期間・休日の練習に関しては各部活動ごとの予定をご参照下さい。

7 テスト期間中の部活動

原則として中間テストは3日前、期末テストは5日前から活動停止とする。

但し、定期テスト期間中や直後の一週間以内に公式大会等がある場合は、学校長の許可を得て、保護者の承諾書を提出し同意を得た場合のみ実施は可とする。但し練習時間は1時間程度とする。

8 熱中症による事故防止

熱中症事故防止のために、こまめな水分補給等、生徒の健康管理を優先した指導に努める。また、「気象庁の高温注意情報」「環境省熱中症予防情報サイト（暑さ指数 WBGT）」等にも十分留意し、活動の中止や延期の対応を検討する。暑さ指数簡易測定器（「熱中症指数計（体育館に設置）」）を用いて、適宜確認しながら活動の目安とする。

9 土日・祝祭日等の警報等発令時の部活動について

- (1) 朝、7時の段階で宮古島地方に暴風警報、暴風特別警報、大雨特別警報発令時（以下「暴風警報等」）が発令されている場合、午前の部活動は中止とする。
- (2) 午前10時現在、暴風警報等が解除になった場合は、12時より活動可能とする。
- (3) 午前10時現在、暴風警報等が継続している場合は、終日中止とする。
- (4) 雷注意報が発令されている場合は、外での活動は中止とする。

10 指導者の心得

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.3 スポーツ庁）」「運動部活動等の在り方に関する方針（H30.12 沖縄県教育委員会）」「宮古島市中学校部活動の在り方に関する方針（令和元年宮古島市教育委員会）」に則り、ルールを守り指導する。